

交野市情報システム運用支援労働者派遣契約書

交野市（以下「派遣先」という。）と（以下「派遣元」という。）は、労働者派遣に関し、次のとおり契約を締結する。

（総則）

第1条 契約の内容は、次のとおりとする。

- (1) 派遣名称 交野市情報システム運用支援労働者派遣
- (2) 派遣内容 交野市情報システム運用支援労働者派遣仕様書に定めるとおり。
- (3) 派遣事業所 交野市私部1-1-1（情報マーケティング課執務室）
- (4) 派遣場所（派遣労働者就業場所）
情報システム運用支援労働者派遣仕様書に定めるとおり。
- (5) 派遣人員 1人
- (6) 派遣期間 令和6年4月1日から令和8年3月31日まで。
- (7) 就業日 原則週5日
（土日祝日、年末年始（令和6年12月29日～令和7年1月3日、令和7年12月29日～令和8年1月3日）及び交野市が指定する休日以外）
- (8) 就業時間 午前9時00分から午後5時30分まで。（実働7時間45分）
- (9) 休憩時間 午後0時から午後0時45分まで。
- (10) 時間外就業 原則なし。ただし、緊急対応等は仕様書による。
- (11) 契約金額 1時間当たり 金 円（消費税及び地方消費税を除く。）
ただし、上記金額には派遣元がこの契約を履行するために必要な経費一切を含むものとする。また勤務時間は、15分単位で計算し、端数は切り捨てるものとする。
- (12) 契約保証金 1. 交野市財務規則第93条第1項に規定する額。
2. 交野市財務規則第93条第2項第2号による。
- (13) 支払条件 月末締め毎月払い。

2 この契約の履行に当り、派遣先及び派遣元は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）を遵守するものとする。

（派遣）

第2条 前条の契約内容に従い、派遣先は労働者の派遣を派遣元に依頼し、派遣元はこれを承諾し、労働者を派遣するものとする。

（就業の確保）

第3条 派遣元は、派遣元が派遣する労働者（以下「派遣労働者」という。）の適正な労務管理を行い、派遣先が行う業務の遂行に支障が生じ、又は派遣先の信用を害する等の不都合を生じさせないように、適切な措置を講じなければならない。

- 2 派遣元は、労働者派遣の実施に際し、派遣労働者について有給休暇の取得及び傷病その他の理由により欠務を生じる場合は、派遣先に通知の上、代替の派遣労働者を派遣しなければならない。
- 3 派遣先は、派遣労働者が業務の遂行に当り、著しく不相当と認められるときは、その理由を明示の上、派遣元に派遣労働者の変更を求めることができる。

(業務指揮)

第4条 派遣先は、派遣労働者に直接指揮命令する者を定め、その従事すべき業務の遂行に関し必要な指揮命令を行うものとする。

- 2 派遣元は、派遣労働者に対し、前項の指揮命令のほか派遣先における職場秩序維持、施設管理その他派遣労働者の就業に関し派遣先が行う指示に従うよう、適切な措置を講じなければならない。
- 3 派遣先は、派遣労働者に指示や注意を行い、これを経て、なお改善が認められないときは、派遣元の責任において派遣労働者を変更することを求めることができるものとする。

(責任者の選定)

第5条 派遣先及び派遣元は、派遣先責任者、派遣元責任者を次のとおり選任する。また、派遣先は、第4条第1項の規定に基づき派遣労働者に直接指揮命令する者を定める。

(1) 派遣元責任者

派遣元の TEL

(2) 派遣先責任者

派遣先の企画財政部長 TEL 072-892-0121

(3) 指揮命令者

派遣先の情報マーケティング課長 TEL 072-892-0121

(苦情の処理)

第6条 派遣先及び派遣元は、派遣労働者からの苦情の申し出を受ける者を次のとおり選任する。

(1) 派遣先においては、交野市企画財政部情報マーケティング課 TEL 072-892-0121

(2) 派遣元においては、 TEL

- 2 派遣先は、派遣労働者からその就業に関して苦情の申し出があったときは、速やかにその内容を派遣元に通知し、派遣先派遣元協議の上、適切に処理を行うものとする。なお、その結果は派遣労働者に通知することとする。

(派遣料の支払い)

第7条 派遣元は、毎月の業務が完了したときは、当該月において業務を行った時間数を合計し、当該合計時間数に契約金額に定める時間単価を乗じて得た額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額（1円未満の金額は切捨て。）を、当該月の派遣料として派

遣先に請求するものとする。

- 2 派遣先は、前項の規定による請求を受けたときは、その内容を確認し、適当と認めたとときは、請求を受けた日から 30 日以内に派遣料を支払うものとする。
- 3 派遣元は、派遣先の責めに帰すべき理由により、前項に規定する期間内に派遣料が支払われなかったときは、その金額に対し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の規定により財務大臣が決定する率を乗じて計算した遅延利息の支払いを派遣先に請求することができる。

（権利義務譲渡の禁止）

第 8 条 派遣元は、派遣先の事前の承認なく、本契約上の地位を第三者に承継させ、あるいは本契約から生じる権利義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、若しくは引き受けさせ、又は担保に供してはならない。

（契約の解除）

第 9 条 派遣先は、派遣元（派遣元が共同企業体である時は、その構成員のいずれかの者）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、契約を解除することができる。

- (1) 派遣元の責めに帰すべき事由により第 1 条第 1 項 (6) の派遣期間中、派遣元が派遣を継続できる見込みがないとき。
- (2) この契約の履行について、派遣元又は派遣労働者若しくはその他の派遣元の従業員等に不正の行為があったとき。
- (3) 談合その他不正行為による解除

① 派遣元に違反行為があったとして、公正取引委員会が行った独占禁止法第 7 条第 1 項若しくは同条第 2 項（同法第 8 条の 2 第 2 項及び同法第 20 条第 2 項において準用する場合を含む。）、同法第 8 条の 2 第 1 項若しくは同条第 3 項、同法第 17 条の 2 又は同法第 20 条第 1 項の規定による排除措置命令が確定したとき。

② 派遣元に違反行為があったとして、公正取引委員会が行った独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項（同条第 2 項及び同法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令が、確定したとき、又は同法第 7 条の 2 第 1 項の規定により課徴金を納付すべき事業者が、同条第 10 項の規定により納付命令を受けなかったとき。

③ 派遣元（派遣元が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）の刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 3 若しくは同法第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項の規定による刑が確定したとき。

④ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項第 2 号に該当すると認められたとき。

- (4) その他派遣元がこの契約に違反したとき。

2 派遣元は、正当な事由のあるときは、あらかじめ派遣先の承認を得た上で、この契約を解除することができる。

- 3 派遣元は、第1項の規定によりこの契約を解除されたときは、派遣契約単価に仕様書に定める派遣期間中における派遣の予定数量を乗じた額にその取引に係る消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額（1円未満の端数は切捨て。）の10/100に相当する額を違約金として、派遣先の指定する期間内に支払わなければならない。

（労働者派遣契約の解除に当たって講ずる派遣労働者の雇用の安定を図るための措置）

第10条 派遣先は、専ら派遣先に起因する事由により、労働者派遣契約の契約期間が満了する前の解除を行おうとする場合には、派遣元の合意を得ることはもとより、あらかじめ相当の猶予期間をもって派遣元に解除の申入れを行うこととする。

- 2 派遣先は、派遣先の責に帰すべき事由により労働者派遣契約の契約期間が満了する前に労働者派遣契約の解除を行おうとする場合には、派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ることとし、これができないときには、少なくとも当該労働者派遣契約の解除に伴い当該派遣元が当該労働者派遣に係る派遣労働者を休業させること等を余儀なくされたことにより生じた損害の賠償を行わなければならないものとする。

- 3 前項の規定による損害の賠償は、当該派遣元が当該派遣労働者を休業させる場合は休業手当に相当する額以上の額について、当該派遣元がやむを得ない事由により当該派遣労働者を解雇する場合は、派遣先による解除の申入れが相当の猶予期間をもって行われなかったことにより当該派遣元が解雇の予告をしないときは30日分、当該予告をした日から解雇の日までの期間が30日に満たないときは当該解雇の日の30日前の日から当該予告の日までの日数分の賃金に相当する額について行わなければならないものとする。

- 4 第2項に規定する場合において、派遣元及び派遣先の双方の責に帰すべき事由があるときは、派遣元及び派遣先のそれぞれの責に帰すべき部分の割合についても十分に考慮して損害の賠償の額を決定するものとする。

- 5 派遣先は第2項に規定する場合には派遣元と十分に協議した上で適切な善後処理方を講ずるものとする。

- 6 派遣先は、労働者派遣契約の契約期間が満了する前に労働者派遣契約の解除を行おうとする場合であって、派遣元から請求があったときは、労働者派遣契約の解除を行った理由を派遣元に対し明らかにすることとする。

（安全衛生に関する措置）

第11条 派遣先は、派遣元が派遣労働者に対する雇入れ時の安全衛生教育を適切に行えるよう、派遣労働者が従事する業務に係る情報を派遣元に対し提供するとともに、派遣元から雇入れ時の安全衛生教育の委託の申入れがあった場合は、派遣労働者の安全衛生に関する措置を実施するために必要な協力や配慮を行うものとする

（派遣労働者の福祉の増進のための便宜の供与）

第12条 派遣先は、派遣労働者に対し、派遣先が雇用する労働者が利用する福利厚生施設及び設備等について、利用することができるよう便宜供与を行うものとする。また、派遣

先が派遣先の労働者を対象として行う研修等については、同業務に従事する派遣労働者についても受講できることとする。

(補足)

第13条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて派遣先派遣元協議して定める。

(派遣労働者を無期雇用派遣労働者又は60歳以上の者に限定するか否かの別)

第14条 無期雇用派遣労働者又は60歳以上の者に限定しない。

この契約を証するため、契約書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和6年3月1日

派遣先 交野市私部1丁目1番1号
交野市
交野市長 山 本 景 ㊟

派遣元